

令和5年第1回川西町 議会定例会会議録

令和5年3月1日 水曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木 幸 廣 副議長 寒河江 司

出席議員（11名）

1番 井上 晃一 君	2番 遠藤 明子 君
3番 渡部 秀一 君	4番 吉村 徹 君
5番 島 貫 偕 君	7番 伊藤 進 君
8番 神村 建二 君	9番 橋本 欣一 君
10番 淀 秀夫 君	13番 寒河江 司 君
14番 鈴木 幸廣 君	

欠席議員（1名）

11番 高橋 輝行 君

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 大滝 治則 君
危機管理主幹 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課 長 安部 博之 君	政策推進課長 遠藤 準一 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課 長 小林 俊一 君
産業振興課長 井上 憲也 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 内谷 新悟 君
地域整備課長 奥村 正隆 君	教育文化課長 金子 征美 君
農業委員会 会長 大沼 藤一 君	監査委員 嶋 貫 榮次 君

財 政 主 幹 石 田 英 之 君

事務局職員出席者

議会議務局長 大 友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 1 号)

令和5年3月1日 水曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第26号 川西町農業委員会委員の任命について

日程第 4 議第27号 川西町農業委員会委員の任命について

日程第 5 議第28号 川西町農業委員会委員の任命について

日程第 6 議第29号 川西町農業委員会委員の任命について

日程第 7 議第30号 川西町農業委員会委員の任命について

日程第 8 議第31号 川西町農業委員会委員の任命について

日程第 9 議第32号 川西町農業委員会委員の任命について

日程第10 議第33号 川西町農業委員会委員の任命について

日程第11 議第34号 川西町農業委員会委員の任命について

日程第12 議第35号 川西町農業委員会委員の任命について

日程第13 議第36号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第15 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第16 議第15号 川西町個人情報保護法施行条例の設定について

日程第17 議第16号 川西町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について

日程第18 議第17号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

日程第19 議第18号 川西町子ども・子育て会議条例及び川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

日程第20 議第21号 川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議第23号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について

日程第22 議第24号 字の区域及び名称の変更について

日程第23 議第25号 字の区域及び名称の変更について

日程第24 議案の委員会付託

・ 令和5年度施政方針の説明について

日程第25 議第19号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議第20号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27 議第22号 川西町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

日程第28 議第2号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第9号）

日程第29 議第3号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議第4号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

日程第31 議第5号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第32 議第6号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第33 議第7号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第5号）

日程第34 議第8号 令和5年度川西町一般会計予算

日程第35 議第9号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計予算

日程第36 議第10号 令和5年度川西町下水道事業特別会計予算

日程第37 議第11号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計予算

日程第38 議第12号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計予算

日程第39 議第13号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計予算

日程第40 議第14号 令和5年度川西町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

令和5年2月13日、山形県自治会館において山形県町村議会議長会第74回定期総会が開催され、議事において報告事項3件の報告の後、令和5年度事業計画並びに収入支出予算、令和5年度会費分賦収入方法、地方創生とデジタル化のさらなる推進等を要旨とした決議、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する特別決議の4議案が上程され、それぞれ可決されました。

同日、高島町において置賜地方町村議会議長会令和4年度定期総会が開催され、議事において報告事項2件の報告の後、令和5年度事業計画、令和5年度会計予算、令和5年度負担金分賦及び納入についての3議案が上程され、それぞれ可決されました。

2月15日、南陽市議会本会議場において置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、令和4年度病院事業会計補正予算の専決処分の承認について2件、令和4年度病院事業会計補正予算(第5号)、令和5年度病院事業会計予算、置賜広域病院企業団個人情報保護施行条例の設定についてほか条例等の案件5件の計10議案が上程され、それぞれ原案のとおり承認、

可決されました。

2月20日、米沢市議会議場において置賜広域行政事務組合定例会が開催され、置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画基本構想を議会の議決すべき事件とする条例の廃止についてほか条例等の案件16件、令和4年度置賜広域行政事務組合各会計補正予算3件、令和5年度一般会計予算、令和5年度消防特別会計予算の計22議案が上程され、それぞれ原案のとおり可決されました。

諸般の報告を終わります。

◎表彰伝達及び町政報告

○議長 次に、自治功労者表彰及び町村議会広報全国コンクール表彰の報告及び伝達を行います。

2月13日に開催された山形県町村議会議長会定期総会において、全国町村議会議長会及び山形県町村議会議長会の表彰式が行われました。

全国町村議会議長会表彰では、本町議会議員から議員在職15年以上の自治功労者として、橋本欣一議員がその栄に浴しました。また、第37回町村議会広報全国コンクールにおいて、かわにし議会だよりが優秀賞に選定されました。

以上、それぞれ本職が表彰伝達を受けたところでありますので、ここにご報告申し上げます。

ついては、これより表彰の伝達を行います。

初めに、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。

栄えある表彰を受けられました橋本欣一議員は、議場中央にお進みください。

表彰状、山形県川西町、橋本欣一殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰いたします。

令和5年2月8日、全国町村議会議長会会長、南雲 正。

代読であります。おめでとうございます。（拍手）

続いて、栄えある表彰を受けられました広聴広報常任委員会の橋本欣一委員長は、議場中央にお進みください。

表彰状、優秀賞、山形県川西町議会殿。

貴議会広報紙は第37回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績を収められました。よって、ここにこれを表彰いたします。

令和5年2月8日、全国町村議会議長会会長、南雲 正。

代読であります。おめでとうございます。（拍手）

受賞されました橋本欣一議員並びに広聴広報常任委員会におかれましては、誠におめでとうございます。今後、一層のご活躍をお祈り申し上げます。

町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 ただいまは全国表彰を受けられました川西町議会だより並びに橋本議員に、心からお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

私から、昨年12月以降の町政の報告を申し上げます。

昨年12月6日から19日まで、第4回川西町議会定例会が開催されました。

1月5日、川西町雪害対策連絡会議を設置いたしました。会議では、除雪作業や雪下ろし作業時の雪害事故防止に向け、町民への注意喚起や道路除雪の徹底を図ることを確認し、冬期間における町民生活の安全確保に万全を期しております。

1月8日、庁舎前駐車場において、令和5年消防出初め式を開催いたしました。

1月23日、兵庫県川西市において、全国川西会議総会が開催されました。令和元年度以来3年ぶりの対面の開催となり、本町からは本職と寒河江副議長さんにご同行いただいたところでありまして、8月3日からの大雨の対応状況について報告するとともに、全国川西会議の各市町からいただきましたご支援に対し、直接感謝を申し上げます。

総会におきましては、令和5年度の総会を本町で開催することと、災害時の相互支援や顔の見える交流を継続していくと確認いたしました。

1月31日、川西町議会全員協議会が開催されました。

1月31日、川西町子ども・子育て会議を開催いたしました。会議では、新たな任期に伴い13名の委員を委嘱するとともに、委員長に放課後児童クラブ風の子クラブ代表奥山雅広氏、副委員長に主任児童委員佐藤まりこ氏が選出されました。その後、第2期川西町子ども・子育て支援事業計画の概要や進捗状況について説明し、本年が同計画の中間年となったことから、数値目標の見直しなどについて協議をいただきました。

2月7日、第1回川西町議会臨時会が開催されました。

同じく2月7日、川西町議会全員協議会が開催されました。

2月20日、川西町議会全員協議会を開催していただきました。

2月22日、第2回川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。会議では、令和4年度保健事業実施状況を報告するとともに、令和5年度の事業計画案及び予算案について説明し、国民健康保険事業の安定的な運営と被保険者の健康増進を図る口腔衛生の重要性などについてご意見賜りました。

続きまして、入札執行状況についてご報告を申し上げます。

12月27日、工事名、発電機、落札金額686万9,500円、落札者、日本防災工業株式会社代表取締役加藤富士雄。

以下、11件の記載内容で執行しておりますので、ご詳覧いただきたいと思います。

以上、町政の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

1番井上晃一君、2番遠藤明子さん、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、お手元に配付しております会期及び審議予定表のとおり、本日3月1日より3月22日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は22日間と決定いたしました。

◎議第26号 川西町農業委員会委員の任命について

◎議第27号 川西町農業委員会委員の任命について

◎議第28号 川西町農業委員会委員の任命について

◎議第29号 川西町農業委員会委員の任命について

◎議第30号 川西町農業委員会委員の任命について

◎議第31号 川西町農業委員会委員の任命について

◎議第32号 川西町農業委員会委員の任命について

◎議第33号 川西町農業委員会委員の任命について

◎議第34号 川西町農業委員会委員の任命について

◎議第35号 川西町農業委員会委員の任命について

○議長 日程第3、議第26号 川西町農業委員会委員の任命についてから日程第12、議第35号 川西町農業委員会委員の任命についてまでの10議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第26号 川西町農業委員会委員の任命について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、令和5年3月18日をもって農業委員会委員の任期が満了となるため、提案するものであります。

ご提案申し上げます。

川西町農業委員会委員の任命について

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字中小松2170番地

氏 名 高 橋 孝 博

生年月日 昭和41年2月18日

本日付でございます。

続きまして、議第27号 川西町農業委員会委員の任命についてを提案申し上げます。

提案理由は同じ内容でございます。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字大塚2606番地

氏 名 平 田 壽 和

生年月日 昭和44年7月11日

本日付であります。

続きまして、議第28号 川西町農業委員会委員の任命について

提案理由につきましては同じ内容でございます。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字下小松1406番地

氏 名 勝 見 和 彦

生年月日 昭和32年6月4日

本日付でございます。

続きまして、議第29号 川西町農業委員会委員の任命について

提案理由については同様でございます。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字高山291番地

氏 名 竹 田 総 一

生年月日 昭和28年6月22日

本日付でございます。

続きまして、議第30号 川西町農業委員会委員の任命についてを提案申し上げます。

提案理由は同様な内容でございます。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字玉庭1160番地

氏 名 市 川 博 幸

生年月日 昭和32年2月2日

本日付でございます。

議第31号 川西町農業委員会委員の任命についてを提案申し上げます。

提案理由につきましては同様な内容でございます。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字大舟1477番地

氏 名 竹 田 浩 徳

生年月日 昭和36年3月27日

本日付でございます。

議第32号 川西町農業委員会委員の任命について

提案理由につきましては同様であります。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字吉田1275番地

氏 名 新 野 勝 廣

生年月日 昭和39年10月1日

本日付でございます。

続きまして、議第33号 川西町農業委員会委員の任命について

提案理由は同様でございます。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字上小松1078番地15

氏 名 阿 部 つや子

生年月日 昭和29年11月21日

本日付でございます。

議第34号 川西町農業委員会委員の任命についてを提案申し上げます。

提案理由は同様でございます。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字尾長島4241番地1

氏 名 遠 藤 愛

生年月日 昭和56年8月5日

本日付でございます。

続きまして、議第35号 川西町農業委員会委員の任命について

提案理由につきましては、令和5年3月18日をもって農業委員会委員の任期が満了となるため、提案するものでございます。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 川西町大字上小松2361番地の2

氏 名 後 藤 満 良

生年月日 昭和25年9月15日

本日付でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、議第26号から議第35号までは人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

議第26号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第27号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第28号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意

することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第29号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第30号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第31号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第32号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第33号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第34号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意

することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第35号 川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎議第36号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 日程第13、議第36号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第36号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、固定資産評価審査委員会委員の齋藤幸夫氏が令和5年3月31日をもって任期満了となるため、提案するものでございます。

ご提案申し上げます。

川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を川西町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるものであります。

記

住 所 川西町大字菟475番地

氏 名 齋 藤 幸 夫

生年月日 昭和36年4月10日

本日付であります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について、法務大臣より推薦の依頼があったので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご提案申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 川西町大字洲島2323番地5

氏 名 平 善 昭

生年月日 昭和30年8月14日

本日付でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案について、原案による者を適任と認めることの見解とすることに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの見解とすることに決定いたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 日程第15、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について、法務大臣より推薦の依頼があったので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字堀金920番地

氏 名 黒 澤 紀美子

生年月日 昭和27年2月11日であります。

本日付です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案について、原案による者を適任と認めることの見解とすることに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの見解とすることに決定いたしました。

◎議第15号 川西町個人情報保護法施行条例の設定について

◎議第16号 川西町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について

◎議第17号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

◎議第18号 川西町子ども・子育て会議条例及び川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

◎議第21号 川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第23号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について

◎議第24号 字の区域及び名称の変更について

◎議第25号 字の区域及び名称の変更について

○議長 日程第16、議第15号 川西町個人情報保護法施行条例の設定についてから日程第23、議第25号 字の区域及び名称の変更についてまでの8議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第15号 川西町個人情報保護法施行条例の設定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、本条例を制定する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第15号 川西町個人情報保護法施行条例の設定について、配付いたしております概要書によりご説明申し上げます。

1の制定の趣旨でございますが、個人情報の保護に関する法律が令和3年5月に改正され、これまで各地方公共団体が独自に条例で定めていた個人情報保護制度について、全国共通の規定が令和5年4月1日から適用されることとなりました。これに伴いまして、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する新たな条例を制定するものであります。

2の条例の内容では、主な事項としまして次の5点でございます。

(1) 条例個人情報ファイル簿につきましては、町が保有する本人の数が500人以上1,000人未満の個人情報ファイルについて、条例個人情報ファイル簿として作成及び公表する規定を設けるものであります。

なお、1,000人以上の個人情報ファイルにつきましては、法律で作成及び公表が義務づけ

られております。

(2) 保有個人情報の不開示につきましては、法第78条に基づく保有個人情報の不開示情報は、川西町情報公開条例——これが現在の条例でございますが——第8条第1項第2号中、「開示することにより、当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。」とするものであります。

(3) 費用負担につきましては、法第87条第1項に基づく開示請求の写し等の交付に要する費用負担の規定を設定するものであります。

なお、負担額につきましては、現在の個人情報保護条例と同額とし、規則で定めることとしております。

(4) 開示請求に係る手数料につきましては、法第89条第1項に基づく開示請求に係る手数料の額は、現在の個人情報保護条例と同様に無料とするものであります。

(5) 個人情報保護審査会につきましては、法第105条第3項に基づく行政不服審査法第81条第2項の機関及び法第129条に基づく審査会としまして、川西町個人情報保護審査会を設置するものであります。

また、川西町議会の個人情報の保護に関する条例第45条及び第50条の規定に基づく諮問に応じ、当該審査会において調査審議する規定を設定するものであります。

3の施行期日でございますが、(1)では令和5年4月1日から施行するものとしております。

(2)では、旧条例であります川西町個人情報保護条例は、新条例である川西町個人情報保護法施行条例の施行に伴い廃止とし、次の経過措置を設けるものであります。

経過措置の1つ目としまして、旧条例廃止前に業務上知り得た個人情報の守秘義務及び目的外使用禁止の義務、裏面をご覧くださいと思います。義務を新条例施行後も継続すること。

2つ目としまして、旧条例廃止前に開始しました保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續につきましては、旧条例の規定により処理すること。

3つ目としまして、旧条例廃止前に設置した川西町個人情報保護審査会について、新条例施行後も継続する場合は、新条例第9条第1項の規定により任命を受けたものとみなすこと。

4つ目としまして、旧審査会の委員である者または委員であった者に対する職務上知り得た秘密の守秘義務は、新条例制定後も継続すること。

5つ目としまして、指定管理者が公の施設を管理するに当たり知り得た個人情報の取扱い

について、旧条例の規定から法の規定に適用規定を変更し、引き続き個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じる義務を負わせること。

以上でご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 原田町長。

○町長 続きまして、議第16号 川西町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、本町のいじめ防止対策を推進し、児童等が安心して学校生活を送るため、提案するものであります。

内容につきまして、金子教育文化課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 命によりまして、私より、議第16号 川西町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について、ご説明を申し上げます。

お配りをしております概要に基づいてご説明をさせていただきます。

なお、令和4年11月に川西町いじめ防止基本方針、こちらを全面改定してございます。12月定例会で総務文教常任委員会でご説明をした後、全議員に内容を配付をさせていただいているものでございます。

この中身につきましては、現状に即したいじめの内容を点にして、いじめを防止していくという内容になってございます。また、いじめが発生した場合、そちらのほうの対応法、それから特に重大事案となった場合の対応について規定をしているものでございます。

本条例につきましては、その内容を機能させるために必要な事項を定めるものでございます。

まず、制定の趣旨でございます。

いじめの防止等のための対策について基本理念を定めるとともに、いじめ防止等の対策について基本的な事項を定めることによりまして、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進するものというふうに規定をしております。

2番目、条例の内容でございます。

基本理念でございますが、こちらは第3条で記載をしております。いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずに、いじめが行われなくなるよう取り組まなければならないと規定して

ございます。

(2) 関係者の責務や役割ということで、条例の第5条から8条にかけまして、関係機関、関係者の責務、役割を規定してございます。

①町及び教育委員会の責務、②学校及び教職員の責務、③保護者の責務、④町民及び関係機関等の役割ということで、それぞれ規定をしているものでございます。

(3) 組織でございます。こちらは、第10条以降ということで規定してございます。

初めに、①川西町いじめ問題対策連絡協議会、こちらにつきましてはこの協議会の設置条例を設けておりまして、現在も常設している内容をそのまま生かすものでございます。所掌事務、組織構成、このような形で記載をさせていただきました。

次のページをご覧ください。

ここから、2つの機関を新たに設けると、設置ができるという規定してございます。

②川西町いじめ問題専門委員会、こちらは第11条に規定してございます。

アの所掌事務でございますが、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査を行う。

イ、組織構成、専門的な知識・経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する委員6名以内をもって組織するという内容でございます。

③川西町いじめ重大事態再調査委員会、こちらはア、所掌事務といたしまして、再調査委員会は、法の第28条第1項の規定による調査の結果について、調査を改めて行う組織でございます。

イの組織構成につきましては、専門的な知識・経験を有する者のうちから、町長が委嘱する委員6名以内をもって組織するというものでございます。

3番目として、現在設置してございます川西町いじめ問題対策連絡協議会設置条例、こちらのほうは本条例に移しまして廃止をするものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日から施行ということで提案をさせていただきます。

なお、実際にどのような動きになるのかということで、フロー図をご準備してございますので、こちらも併せてご覧いただきたいと思います。こちらは、いじめが発生した場合の対応ということで示したものでございます。

初めに、常設置しております川西町いじめ問題対策連絡協議会、こちらにつきましては、いじめ防止等の対策を推進するために必要な事項について協議をする内容の委員会でございます。こちらは常時設置でございます。

いじめの事案が発生した場合、次の升になります。

まずは、学校でそのいじめの内容を確認いたします。児童・生徒もしくはその周辺の聞き取りを行いながら、もし重大事態と捉えない場合につきましては、学校で指導を行い、解決に向かうという中身でございます。

重大事態と捉えられた場合、当然、生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いの場合には、ちゅうちょなく警察のほうにも通報するわけでございますが、まずは教育委員会のほうに報告をいただくということで、次、下の報告の升になります。

報告を受けた教育委員会といたしましては、町長や教育委員、それから県の教育委員会にもその旨を遅滞なくご報告を申し上げます。

その下、調査になるわけでございます。まずは、調査を改めて学校、教育委員会、連携をしながら、アンケート等を交えながら調査を行います。その後、川西町いじめ問題専門委員会、こちらのほうを教育委員会として設置をして、その内容をご提示をして、この委員会で調査を行っていただきます。その内容につきましては、町にも報告はあるのですが、被害を受けた子供さん、それから加害児童・生徒、保護者の方にも報告を申し上げます。そちらの方のお考えもお聞きしながら、町長のほうにご報告を申し上げます。

一番下の升でございますが、その報告を受けた町長が、再調査の必要があるかどうか検討いただきます。再調査の必要がないとなれば、実施をしないわけでございますが、再調査を行うという決断をいただいた場合には、川西町いじめ重大事態再調査委員会、こちらのほうは町長のほうで設置するものでございますが、こちらを設置いただき、再度調査をしていただくものでございます。その中身につきましては、町長、教育委員会等への報告はもちろんでございますが、先ほどのいじめ問題専門委員会と同様、被害を受けた該当者や加害者、こちらのほうの本人、それから保護者へも通知をしながら、対策を講じていくというような内容で進めていくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第17号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、小林健康子育て課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 命によりまして、議第17号の条例改正につきまして、お手元の概要によりご説明を申し上げます。

1の改正の趣旨でございますが、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法が一部改正されたため、関連条例を改正するものでございます。

2の改正内容につきましては、2点ございます。

(1) 児童虐待が社会問題となっている現状を踏まえ、民法の一部が改正され、懲戒権に関する規定が削除されたため、本2条例中、懲戒に係る権限の濫用を規定する条を削除するものでございます。

(2) その他条文の整理を行ったものでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行するということになってございます。

以上です。

○議長 原田町長。

○町長 議第18号 川西町子ども・子育て会議条例及び川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について、提案を申し上げます。

提案理由につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、小林健康子育て課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 命によりまして、議第18号の条例改正につきまして、お手元の概要によりご説明申し上げます。

1の改正の趣旨でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されたため、関連条例を改正するものでございます。

2の改正内容につきましては、大きく2点ございます。

こども家庭庁の設置による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、同法を引用する条例

の規定を整理するものでございます。

1つ目としまして、川西町子ども・子育て会議条例でございます。子ども・子育て会議の設置根拠規定が改正されたことによる引用条例の改正を行ったものでございます。

2点目といたしまして、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。こちらにつきましては、厚生労働省の権限に係る規定が削除されたことによる引用条例の改正を行ったものでございます。

以上、施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するということでございます。

以上です。

○議長 原田町長。

○町長 議第21号 川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、消火栓の使用に際し、立会者の範囲を拡大するため、提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私のほうから、議第21号 川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを説明を申し上げます。

川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

本日付、町長名でございます。

内容につきましては、お手元の概要書をもって説明を申し上げます。

1の改正の趣旨でございます。

消防の演習等で消火栓を使用する際、立会いを求めているものでございますが、現在の条例では、その立会いとして町長が指定する者として町職員としているものでございます。

しかしながら、消防演習につきましては、自治会、それから消防団員が主に実施をしているというような現状でございますので、その立会人の範囲を拡大をするため、提案するものでございます。

2の改正の内容でございます。

条例の第22条第2項の規定の中で、消火栓の立会人を現在は町長が指定する者として町職員としておりますが、この内容を「町長が指定する者」に改めるものでございます。具体的

には、自治会長あるいは消防団員を指すものでございます。

3、施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第23号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画については、令和4年度をもって計画期間の満了を迎えるが、置賜定住自立圏の形成に伴い、次期計画を策定しないことのほか、規定の整備を図るため、提案するものであります。

内容につきまして、安部まちづくり課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 安部まちづくり課長。

○まちづくり課長 命によりまして、議第23号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づいて、別紙のとおり協議のあった置賜広域行政事務組合規約の一部を変更することについて、地方自治法290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日付、町長名でございます。

内容につきましては、お手元の概要によりご説明させていただきます。

1、変更の内容でございます。

第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画につきましては、令和4年度をもって計画期間の満了を迎えますが、国により広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止され、計画策定の義務がなくなったこと、置賜定住自立圏の形成に伴い、置賜定住自立圏共生ビジョンが策定され、今後は当該ビジョンにより広域連携事業を進めることから、次期計画を策定しないこととしたものでございます。

したがって、置賜広域行政事務組合の共同処理をする事務を変更するための規約を変更するものであります。

なお、この規約変更に合わせて、山形県からの置賜広域ふるさと市町村圏基金への助成金について取扱いを明記するものでございます。

2の施行期日等でございます。

(1)の施行期日につきましては令和5年4月1日、(2)の規約変更日につきましては

令和5年3月末としているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第24号 字の区域及び名称の変更について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、国土調査法に基づく事業の実施に伴い、従来の字界を変更する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、議第24号 字の区域及び名称の変更について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第260条第1項の規定により、国土調査の成果の認証の日から、本町の字の区域及び名称を別紙調書のとおり変更するものでございます。

本日付、町長名でございます。

1枚めくっていただきまして、変更調書をご覧いただきたいと思います。

最初に、上の段のほうでございますが、大字東大塚南野一、それから南野五に記載するそれぞれの地番、それから大字高山字畑中から下の盤格田までの6の字に記載するそれぞれの地番、この地番の区域、それからこの区域に隣接をいたします道路、水路等の法定外公共物について、大字高山字下田に変更するものでございます。

次に、大字高山字明神堂から、裏面のほうに移りまして、築地二までの字8字ありますが、ここに記載するそれぞれの地番、この区域に、それからこの区域に隣接する道路、それから水路等でございますが、その法定外公共物について大字高山字畑中に変更するものでございます。

続きまして、大字高山字鹿小屋から荒屋敷二までの6つの字でございますが、ここに記載するそれぞれの地番、この区域とこの区域に隣接をいたします道路等の法定外公共物の一部、加えまして大字高山字石樋2239-3、2243-1から2243-4まで及び2244-1に隣接する道路等の法定外公共物について、大字高山字新屋敷に変更するものでございます。

続いて、大字大塚字犬川向、それから大字東大塚南野五から大塚田までの3つの字に記載する地番、それから大字高山下田、躰ノ下に記載する地番、これらの区域と隣接する道路、水路等の法定外公共物の一部について、大字高山字沼田に変更するものでございます。

続いて、大字大塚字犬川向、次のページに移りまして、同じく大字高山で一番下の竿止までの16の字ございますが、これらに記載する地番、この区域とこの区域に隣接をいたしません道路、水路等の法定外公共物の一部、加えまして大字高山字八前原3625－2、3625－6、3626から3628まで、加えまして3629－1から3629－3までに隣接する水路等の法定外公共物の一部を大字高山字鹿小屋に変更するものでございます。

続いて、大字高山字一丁所三から、裏面のほうに移りまして、八前原までの11の字ございますが、これらに記載する地番の区域、それからこの区域に隣接をいたしません道路、水路等の法定外公共物の一部を大字高山字馬場に変更するものでございます。

それから、大字高山字馬場から馬場三までの5つの字でございますが、ここに記載の地番の区域、それからこの区域に隣接をいたしません道路、水路等の法定外公共物の一部について、大字高山字林に変更するものでございます。

なお、お手元のほうに資料をおつけをしておりますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。

まず、今回変更する区域の概要でございますが、区域については高山地区の基盤整備事業区域がございまして、そこから除外された区域でございまして、位置については2枚目のほうに記載をしております。赤で位置図を記載しておりますが、この区域の中の赤で着色しているところが今回の該当区域でございます。

資料戻っていただきまして、(2)の字界変更の筆数でございますが、今回変更いたしますのは611筆ございまして、それぞれ下段の表にございますが、下田から林までの7つの字にそれぞれの筆数を変更するものでございます。このため、改正後の対象の字数でございますが、従来は50ほどの字ございますが、変更として7つの字に変更するものでございます。

2の字界変更の事由と字名の決定でございますが、住民の利便性向上を図るため変更するものでございますが、その名称につきましては、高山地区基盤整備事業におきまして既に字界変更等で字が再編されておりますので、その字名に統一をするものでございます。

3の今後のスケジュールでございますが、本議案がご可決いただきましたら、その後再閲覧の手続をしまして、認証の整理を行いながら、本年11月に登記を目指すものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 原田町長君。

○町長 議第25号 字の区域及び名称の変更について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、国土調査法に基づく事業の実施に伴い、従来の字界を変更する

必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、議第25号 字の区域及び名称の変更について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第260条第1項の規定により、国土調査の成果の認証の日から、本町の字の区域及び名称を別紙調書のとおり変更するものでございます。

本日付、町長名でございます。

1枚めくっていただきまして、変更調書をご覧いただきたいと思っております。

変更する大字、字等でございますが、まず大字高豆蔻字庚申田から寺の腰までの10の字でございますが、ここに記載しております地番、この区域とこの区域に隣接をいたします道路、水路等の法定外公共物の一部について、大字高豆蔻字一の宮に変更するものでございます。

次に、大字高豆蔻字庚申田から摩王までの4つの字でございますが、ここに記載しております地番、この区域、それからこの区域に隣接しております道路、水路等の法定外公共物の一部について、大字高豆蔻字本館に変更するものでございます。

本議案につきましても、別紙の概要書をつけてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

1の字界変更の概要でございますが、まず位置的なものでございますが、(1)として、こうずく地区の基盤整備事業の区域から除外されている地域が今回の変更の対象でございます。この位置につきましては、2枚目のほうに位置図を記載しているところでございますので、この区域の中の赤の着色分が変更する区域でございます。

次、(2)の字界変更の筆数でございますが、対象119筆でございますが、それぞれ下段の表にございますように、一の宮、本館ということで、2つの字に変更するものでございます。このため、変更後の字が2つになりまして、従来が12あったわけでありましたが、2つに変更となるものでございます。

2の字界変更の事由及び字名の決定につきましてでございますが、これにつきましては、特に字名の決定については、こうずく地区の基盤整備事業において既に字界変更等がされておりますので、その字に統一して変更を行うものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございますが、認証までの事務整理

を行いながら、本年令和5年10月までの登記を目指すものでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第24、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第16、議第15号 川西町個人情報保護法施行条例の設定についてから日程第23、議第25号 字の区域及び名称の変更についてまでの8議案を、内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時55分といたします。

(午前10時41分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

◎令和5年度施政方針の説明について

○議長 令和5年度施政方針の説明について、町長より説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 「夢と愛を未来につなぐまち」を目指して。

初めに、令和5年第1回川西町議会定例会が開催されるに当たりまして、令和5年度町政運営に対する基本的な考え方と施策の大綱を申し上げる機会をいただき、誠にありがとうございます。議員各位並びに町民の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年も新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、新年を迎えました。昨年は、数波にわたる感染拡大期があり、介護や福祉施設、学校や幼児施設、家庭内で繰り返し発生し、事業者や医療機関は逼迫した状況に陥りました。

町は、基本的な感染対策、ワクチン接種を推進してきたものの、次々とウイルスが変異を繰り返し、収息には至りませんでした。

昨年末から第8波の感染拡大が続いておりましたが、1月にピークアウトを迎え、2月6日には山形県内の新規感染者数が87人と、210日ぶりに2桁台になるなど、感染者は減少傾向が続いております。

このような全国的な感染状況を踏まえ、政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、5月8日に季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げると決定いたしました。感染拡大から4年目に入り、ようやく収束への出口が見えてきたように思います。

今後、社会経済活動の再開、地域経済の立て直しを図るとともに、国・県から新たに示される具体的な対応方針を踏まえ、町民の皆様や医療機関などに不安や混乱が生じないように対策を講じてまいります。

近年、国内外で大規模な自然災害が頻発しております。置賜地域では昨年8月3日、正午頃から本降りとなった雨は4時頃から一層激しくなり、1時間当たり100ミリの猛烈な豪雨を記録するなど、県内で初めて气象台から大雨特別警報が発令されました。上小松地内で観測したデータでは、3日の約14時間で例年の8月1か月分の3倍近い380ミリの降水量を観測しました。このため、町内の道路、河川、ため池など農業施設や林道などに広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。

特に、鏡沼の決壊により、濁流が下流部の上小松地内の人家等を襲い、多数の床上・床下浸水に見舞われました。さらに、最上川沿いに当たる吉島地区、中郡地区、犬川地区、大塚地区では、広範囲にわたる内水氾濫により、床上・床下浸水が多数発生するなど、55年前の羽越水害に匹敵する大災害となりました。改めて、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。そして、昼夜にわたる災害対応に当たっていただきました消防、警察、各地区自主防災組織の皆様、復旧に向けた多くのボランティアの皆様、東京都町田市や全国川西会議、

県内各市町村の職員の皆様、多数の義援金や物資等を寄せていただいた皆様に、心から感謝を申し上げます。

一連の甚大な被害に対し、町議会と共に国・県に対し災害支援の要請を実施し、国は激甚災害に指定、復旧対策の強化を図っていただきました。町単独分については、川西町建設業協会等の迅速な対応により、生活再建、農地の復旧等はほぼ完了しましたが、大規模な災害復旧については複数年を要することとなります。原状回復にとどまることなく、防災・減災の視点で復旧を図ってまいります。

加藤厚生労働大臣は、「今年の出生数が、統計開始後初めて80万人を割り77万人前後となる」「経済や社会の基盤が大きく揺らいでくる、言わば危機だと言ってもいい」と述べました。このような急激な少子化の進行に対し、岸田首相は「異次元の少子化対策に取り組む」と、強い決意を表明しました。

今国会でも少子化対策、子育て支援策が盛んに議論されておりますが、山形県をはじめ県内自治体は、18歳までの医療費無償化、段階的な保育料の無償化などに、人口減少、少子化対策に先進的に取り組んできました。私は、少子化対策は国の施策として取り組むべきと要望してきましたので、3月末に取りまとめられる国の具体的な施策を期待しております。また、その財政措置についても、地方の負担が軽減されるよう強く要望してまいりたいと考えております。

昨年2月に勃発したロシア軍のウクライナ侵攻から1年が経過しました。この長引く政争によって、原油や天然ガスなどのエネルギー、小麦やトウモロコシなどの食料、化学肥料や飼料など様々な物資が高騰を続けております。これに円安も加わり、燃料費や電気代、原材料価格の高騰による物価値上げが相次ぎ、国民生活を苦しめております。

国の物価高騰対策を財源に、生活者や事業者支援に取り組んでまいりましたが、抜本的な経済対策や賃金の上昇による国内経済の好循環により物価高騰が是正されるとともに、一日も早いウクライナ侵攻の終結と世界秩序の維持が図られることを求めてまいりたいと考えております。

1、令和5年度町政の運営方針。

令和5年度は、ポストコロナを見据え、感染対策を十分踏まえた上で、通常的生活や事業展開が実施できるものと考えます。引き続き不安定な国際情勢に伴う原油価格・物価高騰が町民生活や事業への影響が懸念されますが、インバウンドをはじめとする観光サービス業などの再生など、国内経済の活性化が期待されております。

一方、昨年の豪雨災害を教訓に、町民の皆様の安全を確保する防災対策の強化に取り組んでまいります。令和5年度は本格的な災害復旧事業を推進するとともに、地域防災の視点で河川やため池等の整備、雨水事業計画の見直しについて、継続して調査検討してまいります。

また、令和4年12月、国・県・沿川市町が連携し、最上川上流（置賜地域）緊急治水対策プロジェクトが策定され、河道掘削や支障木撤去などによる最上川の流下能力向上対策が実施されますが、町も準用河川のしゅんせつ等、流域治水対策に協力してまいります。

本町の最大の課題である人口減少を見据え、3年目を迎えるかわにし未来ビジョン後期基本計画を推進し、本町の持続的発展を目指してまいります。

メディカルタウン整備推進、地域経済活性化、移住・定住・交流促進、男女共同参画推進、町民総活躍、安心して暮らせるまちづくりの各プロジェクトに掲げる各施策を推進してまいります。

小松地区の地域づくりの拠点や多様な交流を通じたにぎわいづくりの創出を目指し、地域振興拠点施設整備を推進してまいります。調査検討中の中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画等を、関係者の皆様と協働しながら策定作業を進めてまいります。

老朽化が進む本町の公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、大塚小学校プール改築など教育施設、川西町民総合体育館等の施設や道路、橋梁等の老朽化対策に取り組んでまいります。また、個別施設管理計画において維持修繕を図るとともに、施設の廃止・統合や管理手法等について検討を進めてまいります。

令和5年度の各施策は、これまでの事業評価の議論を踏まえ、実施計画策定の中で十分協議し、将来的な財政見通しに立ちながら策定いたしました。

世界的に異常気象が頻発する中、温暖化防止対策は喫緊の課題となっております。令和4年度に策定する川西町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、家庭、事業者、行政が一体となって省エネや再エネ導入、緑の食糧システム戦略推進など各分野を横断して、二酸化炭素排出抑制に取り組んでまいります。

持続的なまちづくりを推進するためには、安定した財政運営が求められます。税収の確保や積極的な国・県支出金の活用、ふるさと納税の拡大など歳入の確保に努めるとともに、事務事業の改善や事業の精査など歳出を見直し、歳入歳出の均衡を図る財政規律を堅持してまいります。

国のDX推進に基づき、将来の住民サービスの向上、職員の働き方など行財政改革について検討していく必要があります。職員一人一人の意識改革や能力開発による業務改善、長時

間労働の是正やワークライフバランスを推進しながら、町民の皆様の期待に応えられるようオール川西町役場で事業を推進してまいります。

2、令和5年度予算編成方針と概要。

令和5年度の国の地方財政計画は、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、地方がデジタル変革への対応やグリーン化の推進、地方への人の流れの強化等による活力ある地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化をはじめとする安全・安心な暮らしの実現、人への投資など、持続可能な地域社会の実現に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和4年度地方財政計画の水準を確保することを基本として、地方財政対策を講ずることとされております。

本町の財政状況は、人件費や公債費、扶助費を含めた義務的経費は依然として高水準にあります。一方、最大財源である地方交付税は、社会保障関係費の伸びや地域社会のデジタル化の推進などで膨らむ自治体の財政需要に対応し、全国規模総額1.7%増額となる見込みであります。

令和2年度国勢調査人口の減少により、大きな伸びは期待できないものと考えております。また、各種基金残高が乏しく、厳しい財政状況にあります。このため、中長期的な財政見通しの下、行財政改革に取り組みながら、町財政の健全な運営が求められていると認識しております。

令和5年度の予算編成に当たっては、このような状況を踏まえながらも、リーディングプロジェクトをはじめ、かわにし未来ビジョンや、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げたプロジェクトの着実な推進、町の政策的な課題や重要事業などを最大限盛り込むよう努力いたしました。この結果、一般会計の歳入歳出総額は113億5,400万円で、前年度に比べ0.04%の増となる予算規模となりました。

なお、特別会計等を含めた総予算額は166億2,601万円で、前年度比0.7%の増となりました。

3、分野別の重点施策。

予算案に計上いたしました主な施策について、かわにし未来ビジョンの分野別目標ごとに申し上げます。

「集まる」まちをつくる。

住む人が自分たちの地域に誇りを持ち、訪れる人が本町の魅力に憧れを抱く、人と魅力が「集まる」まちを目指してまいります。

未来を担う人づくりでは、まちづくりの担い手育成が急務であります。まちづくりの実践を担う地域や団体等においては、地区交流センターを含め世代交代が進みつつありますが、引き続き意欲的な人材を発掘・育成してまいります。地域おこし協力隊制度を十分活用し、地域課題への対応のみならず、事業承継や隊員が本町に定住・定着を選択できるよう支援してまいります。

移住・定住支援は、対面相談を重視し、相談者に寄り添った伴走支援に努めてまいります。集落定住支援員を配置しながら、空き家バンク制度を円滑に推進するとともに、やまがた里の暮らし推進機構と連携して、若者や子育て世代、シニア層へのSNS等を通じた情報発信を強化してまいります。また、県と連携した移住支援策を取り入れて、さらに移住・定住を推進してまいります。

人をつなげる交流の促進は、全国川西会議等の自治体間交流や本町出身の本間喜一氏が開校に尽力された愛知大学との交流をさらに幅広く深めてまいります。全国川西会議については、昨年の水害の際に多大なご支援をいただき、改めて同会議の意義や連携の強さを再認識しました。今年度の総会は本町が会場となりますので、開催に向けて準備を進めてまいります。

また、置賜農業高等学校と愛知大学との連携を支援するなど、学校の魅力向上の視点も併せ持ちながら取り組んでまいります。さらに、関係人口拡大に向けて、引き続き町の魅力や暮らしを体験する催事やツアー等多彩な交流事業を通して、川西ファンを獲得してまいります。

ふるさと納税については、返礼品や取扱事業者の適正な拡大による魅力向上を図るとともに、新たなポータルサイトの追加や都市部への積極的なPRにより、本町の認知度向上と寄附額の増額を目指し、関係人口の拡大と地域経済の活性化につなげてまいります。また、企業版ふるさと納税についても、積極的・効果的な情報発信に努めてまいります。

心を豊かにする学びの促進については、第3次生涯学習推進計画の基本理念に基づき、ひとづくりに資する事業を推進し、学びを通じて、一人一人が輝きを放つ川西人（かわにしびと）の創出を目指してまいります。

フレンドリープラザにおいては、子供から高齢者までの幅広い年代層を対象に、芸術文化の情報発信に努め、鑑賞機会の提供や参加しやすい環境づくりを推進するとともに、町立図書館と遅筆堂文庫を主体にした読書推進活動など、人をつなぎ、心を豊かにする文化振興の先導役を果たしてまいります。

本町の誇りである井上ひさし氏の業績を検証する「吉里吉里忌2023」を開催し、井上ファン及び川西ファンの拡大につながるよう発信力の強化を図ってまいります。あわせて、神奈川県鎌倉市から、数多くの井上ひさし作品が生み出された書斎の移設設置を行い、令和6年度のプラザ開設30年に向けた展示スペースの開設を進めてまいります。

また、心身ともに健やかで豊かな生活を送るために、スポーツの果たす役割は大変大きいものがあります。生涯スポーツの普及と支援に努め、障害の有無にかかわらず、町民が「誰でも」「いつでも」「いつまでも」気軽にスポーツに親しむことができる機会と環境の整備を図ってまいります。

なお、町民総合体育館2階アリーナについては、耐震化改修に伴い、年度後期の使用ができなくなりますので、体育館1階の利用拡大や小学校、あいばるなどの利用調整を図ってまいります。

心と体の健康づくりの推進については、町民自ら運動や食生活などの生活習慣改善に取り組めるよう各種事業を展開します。また、糖尿病や高血圧による慢性腎臓病重症化防止、低栄養予防や歯科保健等について、地域の医師、歯科医師をはじめ多職種が連携する保健指導により、健康寿命の延伸を目指してまいります。

子育て環境の充実については、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援・相談体制を図る子育て世代包括支援センターを運営してまいります。

また、第2期川西町子ども・子育て支援事業計画に基づき、町立の認可保育所及び幼稚園の運営のほか、私立の認可保育所、認定こども園等に対する支援を継続して行ってまいります。加えて、全階層の第2子以降の保育料無償化に取り組んでまいります。

さらに、放課後児童クラブの運営支援や子育て支援センター等の運営充実を図り、子育て世代が安心して子育てできる環境整備と高校3年生相当までの医療費無償化、児童手当やひとり親家庭への親への手当支給など、支援を継続して実施してまいります。

地域・家庭・学校が連携した教育の推進については、地域に開かれた学校運営、地域とともにある学校づくりを進めるため、全小・中学校をコミュニティスクールに指定し、地域学校協働本部とも連携しながら、子供たちの社会力、地域の教育力の向上及び郷土愛の醸成を図ってまいります。

児童・生徒の学ぶ力の育成については、ICT等を活用した授業を進め、児童・生徒の学ぶ意欲を高め、確かな学力が身につく指導を展開し、学力の向上を図ってまいります。

小学校では、英語の教科化等に伴い、ALTを引き続き複数配置するとともに、中学3年

生及び中学1年生に対し、英語検定3級並びに5級以上の検定料の補助を継続し、児童・生徒の英語学力向上を図ってまいります。

また、中学校部活動の地域移行について、関係団体による協議会を設置し、検討作業に取り組んでまいります。

健やかに育む教育環境の充実については、小松小学校区と玉庭小学校区の再編に取り組み、令和6年4月の小松小学校への統合、授業開始を目指してまいります。

また、児童・生徒1人1台整備しているタブレット端末を活用した学習を進めてまいります。

地域医療の充実については、公立置賜総合病院が平成12年に開業して以来、高度医療及び急性期医療を提供する地域の中核医療施設として充実、発展してきました。また、公立置賜川西診療所は、そのサテライト施設として、総合病院と連携した一次医療を提供しておりますが、施設の老朽化への対応を速やかに進め、町民が安心できる医療体制の充実に努めてまいります。

地域福祉の推進については、地域が抱える様々な課題について、民生委員児童委員や川西町社会福祉協議会などと連携し、みんなで話し合い、お互いの支え合いによって解決する地域共生社会の実現を目指して取り組んでまいります。

高齢者福祉の推進については、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域で支え合う居場所の創出、介護予防、切れ目のない医療と介護の提供、日常生活の支援に取り組んでまいります。

川西ブランドの構築と活用については、「こまつ市」や「かわにし産業フェア」、そして「かわにし豆の展示会」の開催など、県内外での販売PRイベントを通し、町内製品の販売促進と本町との関係人口拡大につなげてまいります。

町の花ダリアについては、JA全農山形や置賜農業高等学校と連携を図りながら、川西ダリア園のオリジナル品種のブランド化を推進するとともに、定期的な栽培講習会やダリア園内へのマイガーデンコーナーの設置を通して、魅力向上と普及拡大を図ってまいります。

「楽しい」まちをつくる。

人と人との関係が豊かで安心して生活できるコミュニティが形成され、快適な生活を送ることができる環境づくりを進めることで、「楽しい」地域と「楽しい」生活のある町を目指してまいります。

地域を支える自立したコミュニティづくりについては、かわにし未来ビジョンのまちづく

りのテーマに掲げる「協働そして共創」への具現化に向け、自主・自立の地域づくりを推進する体制、支援を継続してまいります。

多様な住宅環境の整備については、県の制度と協調しながら、新築、住宅リフォーム及び耐震診断、耐震補強工事に対する支援を継続するとともに、定住住宅支援制度により町内への定住・移住を支援してまいります。

総合的な雪対策の充実については、道路除雪計画に基づき、冬期間の安全・安心な生活及び道路交通の確保を図るとともに、高齢者世帯等への雪下ろしの支援など雪国の暮らしを支えてまいります。

住みやすい環境づくりの推進については、第4次川西町環境基本計画に基づき、本町が目指す環境の将来像を実現するため、町民、事業者、行政が互いに連携・協力を図りながら、豊かな自然環境の保全と生活環境の向上のため、ごみの減量・資源化の取組を進めてまいります。あわせて、川西町地球温暖化対策実行計画に基づき、カーボンニュートラル社会の実現に向けた再生可能エネルギー導入の検討など、本町の取り組むべき課題を整理し、2050年までにゼロカーボン達成を目指して取組を進めるとともに、環境への理解を深めるべく学びの場を創出するなど、意識向上に対する働きかけを行ってまいります。

暮らしを支えるインフラの維持については、水道事業経営計画に基づき、費用の軽減対策や未収金対策等を進め、経営の安定化を図るとともに、国の交付金事業を活用し、老朽管の計画的な更新を進めてまいります。

生活排水対策については、引き続き合併処理浄化槽設置を推進するとともに、公共下水道及び農業集落排水事業の加入促進を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図ってまいります。

中心市街地活性化については、町の中心地である小松地域のにぎわいの核となる地域振興拠点施設の着実な推進とまちづくりのランドデザインとして、中心市街地活性化基本計画の見直しを進めるとともに、今後の土地利用や交通需要予測等を踏まえた川西町都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画策定の取組を進めてまいります。

各種団体により要望いただいている羽前小松駅前空き地については、用地の取得及び活用に向けた調査等を進めてまいります。

幹線道路ネットワークの整備促進については、一般国道113号梨郷道路及び国道287号川西バイパスの供用に向けて、関係市町、団体と共に国や県に対し要望活動を行うとともに、町道虚空蔵山西線の供用開始を目指してまいります。

生活道路等の整備については、計画的に舗装、補修等を実施し、機能維持を図るとともに、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に沿って継続して修繕整備に取り組んでまいります。

河川管理・整備については、昨年8月の豪雨災害を受けて、国・県・沿線市町と連携して取り組む最上川上流緊急治水プロジェクトが策定され、準用河川山口沢川及び万福寺川等の治水対策に取り組んでまいります。

公共交通確保については、生活交通として定着しているデマンド型乗合交通の一層の充実に向け、調査研究を進めてまいります。JR米坂線については、早期の全線復旧を強く求めていくとともに、山形鉄道フラワー長井線については、県と沿線市町が協調し、利用拡大と運行支援に取り組んでまいります。また、広域的な公共交通の課題については、県や関係市町と検討を進めてまいります。

防災体制の充実については、令和元年の台風19号、令和2年7月の豪雨災害及び昨年8月の豪雨災害など激甚化する自然災害を教訓に、地図情報システムの導入による発災時の対応力向上、実践的な行動の習熟に向け、自主防災組織並びに関係機関との連携を強化し、体制整備を図ってまいります。あわせて、防災備蓄品や避難資機材の拡充を図るとともに、防災士等の養成支援に努めてまいります。

また、消防団の充実については、消防団組織の見直し等に関する検討委員会の検討結果を尊重しながら、組織体制の確立と充実に努めてまいります。さらに、消防団、置賜広域行政事務組合川西消防署との連携を密にし、町民の安全・安心を確保してまいります。

安心な生活環境づくりの推進では、町民生活安全推進大会の開催を継続し、町民の防犯、安全に対する意識の啓発と活動の強化を図るとともに、各年代層に対応した交通安全事業を推進してまいります。

また、運転免許証自主返納支援事業を継続し、公共交通機関の利用券等を交付することで、高齢者等の自動車運転による事故の抑止を図ってまいります。

空き家対策については、新たな空家除却支援事業により、空き家の適正な管理の推進を図ってまいります。また、実態調査を基に、所有者の意向に基づいた情報の提供、指導等を徹底し、危険空き家の解消・発生防止に取り組んでまいります。

「挑戦する」まちをつくる。

住む人と事業所、行政等が一緒になって「挑戦する」気運や「挑戦できる」環境を醸成することで、暮らしの経済活動が活発に営まれ、地域の活気とにぎわいに満ちたまちづくりを目指してまいります。

豊かさをもたらす強い農業づくりでは、川西町農業振興マスタープランに基づき、関係機関との連携等により着実な展開を図ってまいります。

本町の基幹作物である米生産については、県産米ブランド化の推進戦略を踏まえ、はえぬきやつや姫、雪若丸の生産振興を図るとともに、米価安定のため、需要に応じた生産の目安をオール川西で推進してまいります。また、「オーガニックビレッジ宣言」に向け、有機農業の推進に継続して取り組んでまいります。

園芸振興については、重点推進作物であるえだまめ、アスパラガス、ダリアの積極的な生産振興を図るとともに、多品目化への発展を支援してまいります。

畜産振興については、米沢牛の主産地として地域内一貫生産体制を構築し、黒毛和牛の生産増頭に向けた取組を強化し、さらなる産地確立を目指してまいります。

安全・安心な農畜産物の生産販売については、国際水準GAP等の認証取得を積極的に推進するほか、持続可能な農業の実現に向け、環境に配慮した有機農産物の生産拡大を目指してまいります。

担い手の確保・育成及び農用地の利用集積については、人・農地プランの協議を踏まえ、農地中間管理事業等を活用した中心経営体への面的集積を推進し、効率的な農業経営を目指すとともに、新規就農者への支援、集落営農組織、法人化への指導・助言も引き続き進めてまいります。

農地等の整備については、大塚西部地区や中大塚地区の基盤整備事業の推進と併せて、上萩野地区の農業用施設の改修事業を実施し、農地の大区画化、用排水機能等の基盤整備により、生産効率の向上と経営基盤の強化を支援してまいります。

昨年の豪雨により甚大な被害を受けた農業用施設について、災害復旧事業や防災重点農業用ため池緊急整備事業に取り組み、農業経営の安定化と併せ、住民の防災・減災対策を強化してまいります。

相互に連携する産地づくりについては、農業を基軸としながら商工業及び観光など、産業間の連携を図りながら地域経済の活性化を目指してまいります。

商工業の振興については、積極的に町内の事業所を訪問し、情報収集と国・県等の必要な情報の発信を行うとともに、商工会や金融機関等との連携を強化し、経営改革指導等への支援を継続するとともに、観光協会やかわにし森のマルシェと連携しながら、商品開発や販路拡大の取組を支援してまいります。

多様な仕事を生み出す戦略づくりについては、県及び関係機関と連携を図りながら企業誘

致を推進してまいります。さらに、町内事業者の新たなチャレンジを支援するとともに、創業支援事業計画に基づき、創業希望者、起業者の支援に継続して取り組んでまいります。

6次産業化については、かわにし森のマルシェと連携し、実践者の拡大を図りながら、農産物の高付加価値化や販路拡大等への支援を行ってまいります。

雇用対策については、川西町雇用対策連絡会議の開催など関係機関等と連携し、情報共有や支援情報の提供を行い、安定した雇用機会の確保に取り組んでまいります。

ふれあいの丘の機能充実については、昨年の豪雨で大きな被害を受けた川西ダリヤ園や置賜公園の災害復旧工事を進め、ダリヤ園については開園前の復旧工事完了を目指します。また、浴浴センター及びパークゴルフ場を含めた一帯の連携強化により、町民の福祉の向上と地域間交流の拡大を図ってまいります。特に、川西ダリヤ園においては、ダリア栽培の技術向上や新品種の開発に引き続き取り組むとともに、イベント開催時等、来園者数の増加が見込まれる際には、臨時駐車場等を設け、無料送迎車を運行するなど、来園者の利便性向上を図り、ダリアの町としての魅力を町内外に発信してまいります。

効果的な観光情報発信の強化については、公式ホームページやSNS等の有効活用による情報提供を強化するとともに、来町者自らが本町の魅力を発信する仕掛けづくりや、依然ニーズの高い観光パンフレット等の刷新など、多様な媒体での充実した観光情報の発信を行ってまいります。

行財政改革の推進については、第2次経営改革プランに基づき、コンパクトな経営体への転換を図るため、重点項目を定め集中的に取り組むとともに、自治体DX推進計画に基づき、利用者中心の行政サービスの提供と職員リソースシフトによるスマート自治体への転換を図ることで、多様化する町民ニーズに応えながら、職員にとっても健康で働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。あわせて、DX推進による行政サービス向上のため、マイナンバーカードの普及促進を図ってまいります。

むすびに。

本町が長年要望してきた国道113号梨郷道路、国道287号米沢長井道路川西バイパスが、いよいよ令和5年度に完成し、置賜地区30分圏構想が大きく前進となります。これまで、整備促進活動にご尽力いただいた皆様に感謝を申し上げます。

本町の最大の強みである公立置賜総合病院を核とするメディカルタウンの第1期整備が順調に進み、3診療所が開設されるとともに、整備の中核となる商業施設が間もなく開業いたします。また、宅地分譲が進み、住宅建設工事も始まります。

さらには、現在、両バイパスの結節点である（仮称）川西インター周辺では、倉庫建設等様々な事業が始まっており、道路整備による経済効果や地域振興が図られようとしております。このエリアが置賜地域の拠点として機能していけるよう、さらに整備を推進してまいります。

あわせて、米沢市とのアクセスを改善する町道虚空蔵山西線の整備が令和5年度完了する予定であり、ダリヤ園への誘客等利便性の向上が図られます。

このように、令和5年度は社会資本の整備が進み、本町の地理的優位性がさらに発揮できることとなります。観光や交流人口の拡大、地域経済の活性化、医療福祉の利便性向上など、道路整備をまちづくりに活かしてまいります。

コロナ禍の3年間で地域コミュニティ事業や様々な伝統文化、行事が制約を受け、活動が停滞してしまいました。令和5年度は、感染症分類の変更とともに、マスク着用について本人の判断によるなど、ワクチン接種や感染予防を踏まえながら、感染前の通常の行動に戻るものと思われまます。

一方、これからのポストコロナの時代は、単にコロナ前に戻ることを目標とするのではなく、コロナ禍の中で得た様々な知見を生かし、デジタルを活用しながら、人と人、多様なコミュニティをつなげていくことが大切になると考えております。そして、川西町が持つ歴史や文化、人と人の豊かな関係性、各種行事やイベント等を通じ郷土愛の醸成を図るとともに、新たなまちづくり人材や地域づくりに参画する川西ファンの拡大に向け、川西町の魅力を高め、発信力を強化していく必要があります。

改めて、町民の皆様と協働しながら、かわにし未来ビジョンを推進し、共創のまちづくりを目指してまいります。

以上、町政全般にわたり所信を述べましたが、議員各位並びに町民の皆様のなお一層のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

◎議第19号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第20号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第22号 川西町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第2号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第9号）

◎議第3号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- ◎議第 4号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- ◎議第 5号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- ◎議第 6号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- ◎議第 7号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第5号）
- ◎議第 8号 令和5年度川西町一般会計予算
- ◎議第 9号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計予算
- ◎議第10号 令和5年度川西町下水道事業特別会計予算
- ◎議第11号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計予算
- ◎議第12号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計予算
- ◎議第13号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計予算
- ◎議第14号 令和5年度川西町水道事業会計予算

○議長 日程第25、議第19号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第40、議第14号 令和5年度川西町水道事業会計予算までの16議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第19号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、農業委員会の委員、選挙管理委員会の委員及び監査委員の報酬額を改定するため、提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第19号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

初めに、第10条第2項の改正になります。この項におきましては、加算額の支給方法について規定しておりまして、このたびの改正で加算額の支給対象を拡大するため、「農地利用最適化推進委員」から「農業委員会の委員等」に改めるものであります。

続いて、別表第3の改正になります。この表につきましては、特別職の報酬額を定める表であります。

初めに、農業委員会ですが、改正前の報酬額は、会長が年額40万円、会長代理が年額34万円、委員が年額32万円ですが、改正後は、基本額については現在の報酬年額と同額としまして、新たに加算額を加えるものであり、その額につきましては「予算の範囲内で町長が定める額」とするものであります。

裏面をご覧ください。

次に、選挙管理委員会ですが、改正前の報酬額は、委員長が年額17万5,000円、委員が年額15万円ですが、改正後は、委員長を年額19万円に、委員を年額16万円に改めるものであります。

続いて、監査委員ですが、改正前の報酬額は、識見を有する者、すなわち代表監査委員になりますが、月額3万2,500円、議会選出の監査委員が月額2万円ですが、改正後は、代表監査委員を月額3万5,000円に、議選監査委員を月額2万1,500円に改めるものであります。

続いて、附則になりますが、この条例につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。

本日付提出、町長名であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第20号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産に係る経済的負担を軽減するため、提案するものであります。

内容につきまして、近住民課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、議第20号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例

川西町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条中、「42万円」を「50万円」に改める。

附則、施行期日、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後に給付事由の発生した者に係る出産育児金について適用し、施行の日前に給付事由の発生した者については、なお従前の例による。

本日付提出、町長名であります。

詳細については、別紙概要書によりご説明いたします。

概要書です。

1、改正の趣旨でございますが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、川西町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容についてでございますが、健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金の額が50万円に引き上げられたことから、出産育児一時金の額を「42万円」から「50万円」に改めるものであります。

3、施行期日等。

(1) 施行期日、令和5年4月1日から施行するものです。

(2) 経過措置、この条例の施行の日前に給付事由の発生した者については、なお従前の例によるものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第22号 川西町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、消防団員定数の見直し及び処遇の改善を図るため、提案するものであります。

内容につきまして、安全安心課、前山危機管理主幹から説明させますので、よろしくお願申し上げます。

○議長 前山危機管理主幹。

○危機管理主幹 命によりまして、議第22号 川西町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、お手元の概要により、私からご説明申し上げます。

まず、1の改正の趣旨でございますが、消防団員数の減少に伴い、条例定数と実団員数の乖離が生じている状況に鑑み、状況に応じた適正な定数管理を図るものであります。

さらに、消防団員の処遇の改善を図るため、時間数に応じた出動報酬を新たに設けるものであります。

続きまして、2の改正内容であります、(1)としまして、消防団員の定数を「630名」から「500名」に改めるものであります。

(2)としまして、従前の費用弁償に代わり出動報酬を新たに設け、出動時間に応じて支給するものであります。2時間未満は1,000円、2時間以上4時間未満は2,000円、4時間以上8時間未満は4,000円、8時間以上は8,000円の区分で支給するものであります。

(3)として、出動報酬のうち、災害対応以外の警戒や訓練等については、1,000円を支給するものであります。

続いて、3の施行期日等ありますが、(1)としまして、施行期日として、令和5年4月1日から施行するものであります。

(2)としまして、経過措置であります、この条例の施行期日前の出動及び施行期日前に終了した出動について、従前の例により、費用弁償を支払うものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどいたします。

(午前11時43分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第2号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第9号)を提案申し上げます。

令和4年度川西町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,260万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億3,971万1,000円とするものであります。

以下、補正内容につきまして、坂野財政課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第2号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

令和4年度川西町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条につきましては、ただいま町長から申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、先に第2表からご説明申し上げます。

補正予算書の4ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正、追加として16の事業がございます。

款、項、事業名、金額、この金額につきましては繰越しの上限額を定めるものでございます。

まず、2款1項、事業名が地域振興拠点施設整備事業、金額5,912万1,000円。

続いて、2款2項、固定資産税課税業務効率化事業、金額2,200万円。

4款1項、新型コロナウイルスワクチン接種事業、金額25万8,000円。

4款1項、出産子育て応援交付金、金額432万2,000円。

6款1項、新規就農支援事業、金額750万円。

同じく6款1項、農林水産物等災害対策事業（産地復旧・農機具被害等支援）、金額2,372万8,000円。

8款2項、虚空蔵山西線道路改良工事、金額5,097万8,000円。

8款3項、河川管理事業、金額6,010万円。

10款3項、中学校施設維持管理事業、金額6,229万2,000円。

10款4項、園児バス安全装置導入事業、金額108万円。

11款 1 項、小規模農地等災害緊急復旧事業、金額 1 億8,236万円。

11款 1 項、農業施設災害復旧事業、金額 4 億7,483万円。

11款 1 項、民有林林道災害復旧事業、金額 1 億793万5,000円。

11款 2 項、公共土木施設災害復旧事業、金額 4 億1,028万2,000円。

11款 2 項、公共土木施設災害復旧事業（単独）、金額2,343万2,000円。

11款 3 項、観光施設災害復旧事業、金額400万4,000円。

以上、16の事業の追加、合計額は14億9,422万2,000円の追加を行うものでございます。

続いて、5 ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正、追加として1件ございます。

事項、元職員遺族による損害賠償請求訴訟に係る弁護士報酬及び実費、期間、令和4年度から解決する年度まで、限度額、弁護士と協定の上定める、事件が解決した際の報酬と訴訟に必要な費用の実費相当額を合計した額。

これに関しましては、訴訟の解決が令和5年度以降になると見込まれるため、設定するものでございます。

続いて、第4表地方債補正、変更として5件ございます。

起債の目的、災害復旧事業、補正後の限度額は9億2,340万円、1億3,960万円の増額でございます。

続いて、公共施設等適正管理推進事業、補正後の限度額は770万円、1,010万円の減額でございます。

続いて、緊急自然災害防止対策事業、補正後の限度額は3億3,670万円、1,830万円の増額でございます。

続いて、過疎対策事業、補正後の限度額9億7,380万円、1,240万円の増額でございます。

続いて、振興資金整備事業、補正後の限度額は1,790万円、2,590万円の減額でございます。

合計、補正後の限度額は24億3,786万4,000円、1億3,430万円の増額でございます。

続いて、第1表の関係は、別紙の概要でご説明申し上げます。

議第2号資料、令和4年度川西町一般会計補正予算（第9号）の概要でございます。

1、歳出。

No. 1、人件費、補正額は120万円の増額、これは番号制度事務事業の職員等時間外勤務手当の増額でございます。

続いて、No. 2、補助費等、補正額798万6,000円の増額。主なものを申し上げますと、上

から5段目になります。低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金事業、これは国庫支出金の返還金であります、570万円の増額。これは、令和3年度の精算分になります。

3つ飛びますが、機構集積協力金事業、補助金として663万1,000円の増額。

1つ飛びますが、農林水産物等災害対策事業、補助金で1,246万1,000円の減額。これは、後ほど併せてご説明申し上げますが、種子並びに肥料等、生産資材等の補助に関わる分の減額でございます。

続いて、No. 3、物件費、補正額161万6,000円の増額。このうち、上から5段目になりますが、フレンドリープラザ管理運営経費、委託料として88万6,000円の増額、これは除雪費の委託料等の増でございます。

続いて、No. 4、扶助費379万円の増額。このうち、在宅福祉支援事業、扶助費として360万円の増額。

続いて、No. 5、普通建設事業費（補助）1,996万1,000円の増額。このうち、新規就農支援事業、農業機械整備補助金として750万円の増額。

続いて、農林水産物等災害対策事業、こちらは農業機械整備・修繕補助金として1,003万9,000円の減額。先ほど補助費にありました種子等の補助金の減額と併せまして、その下にあります農林水産物等災害対策事業（産地復旧・農機具被害特別支援）、農業機械整備・修繕補助金、こちらのほうに補助金をスライドさせると申しますか、こちらを2,250万円増額、組替えするものでございます。

続いて、裏面をご覧ください。

No. 6、普通建設事業費（県負担金）253万1,000円の減額、これは県単独道路整備事業の負担金の減額でございます。

続いて、No. 7、災害復旧事業費（補助）3,053万1,000円の増額。このうち、農業施設災害復旧事業、委託料等といたしまして2億2,534万2,000円の増額、これは鏡沼並びに大沢地区の災害復旧に係る県への工事の委託分でございます。

1つ飛びますが、公共土木施設災害復旧事業、工事請負費等で2億812万1,000円の減額、これは災害査定を受けての減額補正でございます。

続いて、No. 8、災害復旧事業費（単独）4,481万3,000円の増額。このうち、民有林林道災害復旧事業工事請負費2,040万3,000円の増額。

その下になります。公共土木施設災害復旧事業（単独）工事請負費として2,008万2,000円の増額、こちらは道路河川の小規模の復旧を行った分の増額でございます。

続いて、No. 9、積立金102万6,000円の増額、これは森林環境譲与税基金管理事業に積立金として追加分の積立てを行うものでございます。

続いて、No. 10、投資及び出資金429万円の減額、これは水道事業会計支援事業の出資金、精算見込みにより減額をするものでございます。

続いて、No. 11、繰出金850万2,000円の増額、国民健康保険事業特別会計繰出金1,142万9,000円の増額、以下、記載のとおりでございますが、各会計の補正に合わせて繰出金の増減を行うものでございます。

歳出合計 1億1,260万4,000円の増額。

続いて、3ページをご覧ください。

2、歳入であります。

No. 1、地方譲与税102万6,000円の増額、これは森林環境譲与税の追加交付分でございます。

続いて、No. 2、地方交付税 1億2,000万円の増額、これは特別交付税の分でありまして、12月に交付される分のうち災害分が増額となりましたので、今回、増額補正をするものでございます。

続いて、No. 3、国庫支出金8,984万円の減額。このうち、2段目になりますが、公共土木施設災害復旧費国庫負担金 1億3,706万8,000円の減額。

以下、災害査定に基づき、増額の補助金の内容でございます。

続いて、No. 4、県支出金1,900万5,000円の増額。この中で、国保保険基盤安定制度県負担金760万9,000円の増額。

1つ飛びますが、農地集積集約化対策事業費県補助金663万1,000円の増額、農林水産物等災害対策事業費県補助金1,500万円の減額、こちらを減額といたしまして、その下にあります農林水産物等災害対策（産地復旧・農機具被害特別支援）事業費の県補助金1,500万円の増額、こちらに組替えを行うものでございます。

その下になりますが、初期投資促進事業費県補助金750万円の増額、これは新規就農支援事業に係る農業機械の補助の分でございます。

続いて、No. 5、繰入金7,200万5,000円の減額、これは財政調整基金の繰入れの減を行うものでございます。

No. 6、諸収入11万8,000円の増額、これは未熟児養育医療費負担金、これは保護者の負担金の分でありまして、11万8,000円の増額となるものでございます。

No. 7、町債 1 億3,430万円の増額。このうち、水道施設整備事業債830万円の減額、これは出資の減によるものでございます。

2つ飛びますが、公共土木施設災害復旧事業債6,260万円の減額、これは道路、河川等に係る部分でございます。

また、2つ飛びますが、農業施設災害復旧事業債 1 億9,320万円の増額、これは鏡沼、大沢地区分の災害復旧に係るものでございます。

歳入合計 1 億1,260万4,000円の増額。

なお、表の下に記載しておりますが、補正後の財政調整基金残高は 2 億5,535万円となり、令和 4 年度の標準財政規模に占める割合は3.9%となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第 3 号 令和 4 年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を提案申し上げます。

令和 4 年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,004万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,292万2,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、近住民課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、議第 3 号 令和 4 年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

令和 4 年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条は、ただいま町長が申し上げたとおりであります。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、お配りしております概要書でご説明いたします。

概要書の 1、初めに、歳出についてであります。

2 款保険給付費、補正額は5,004万円の増額です。主な内容は、療養給付費不足のための増額で5,000万円です。審査支払手数料不足のための増額で4万円です。

歳出合計5,004万円の増額です。

次に、歳入について申し上げます。

1 款国民健康税補正額は1,855万4,000円の減額です。主な内容につきましては、まず医療給付費分の現年課税分で1,643万3,000円の減額です。もう一つ、後期高齢者支援金分、現年課税分として212万1,000円の減額です。これは調定額の減によるものです。

4 款県支出金5,004万円の増額です。これは普通交付金であります。先ほど申し上げました歳出、2 款の保険給付費分が県の支出金として入ってくる分でございます。

6 款繰入金1,855万4,000円の増額です。

保険基盤安定繰入金の額の確定による増額で、1,155万6,000円です。

未就学時均等割保険料繰入金の額の確定による増額で、1万円です。

財政安定化支援事業繰入金の額の確定による減額で13万7,000円です。

国保保険給付基金繰入金で712万5,000円の増額です。

歳入の合計額5,004万円の増額です。

なお、表の下に記載いたしました補正後の川西町国民健康保険保険給付基金残高は、9,045万7,000円であります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第4号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）をご提案申し上げます。

令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ276万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,363万7,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、議第4号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

令和4年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条については、町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

本日付提出、町長名でございます。

まず、この補正予算書の3ページをお開きいただき、第2表の地方債の補正をご説明を申し上げます。

地方債の補正については、変更でございます。

起債の目的でございますが、公共下水道整備事業債でございます。補正後の限度額については1,670万円でございます。補正前から290万円を減額するものでございます。

続いて、第1表関係について、添付しております概要書、こちらをもって説明を申し上げます。

まず、1、歳出でございます。

2款公共下水道事業費、補正額276万8,000円の減額でございます。

内容につきましては、流域下水道の建設負担金の額の確定による減額でございます。

次に、歳入でございます。

5款繰入金13万2,000円の増額でございます。一般会計からの繰入金でございます。

8款町債290万円の減額でございます。これについては、公共下水道事業債の減額でございます。

歳入歳出それぞれ276万8,000円の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第5号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を提案申し上げます。

令和4年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ

ろによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,873万円とするものであります。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、議第5号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

令和4年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条については、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

第1表の内容については、別添の概要書をご覧いただきたいと思っております。

最初に、1、歳出でございます。

3款施設費29万円の増額でございます。内容につきましては、中大塚、下小松、2処理施設に係ります汚泥処理費の増額に対応するものでございます。

次に、歳入でございます。

3款繰入金29万円の増額でございます。一般会計から繰入金としての歳入でございます。

歳入歳出それぞれ29万円の増額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長 原田町長君。

○町長 議第6号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を提案申し上げます。

令和4年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ334万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,389万3,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、近住民課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、議第6号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和4年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条については、ただいま町長が申し上げたとおりであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきまして、お配りしております概要書でご説明させていただきます。

概要書の初めに、歳出については、2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額は334万9,000円の減額です。内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定による減額です。

次に、歳入についてです。

4款繰入金です。補正額は334万9,000円の減額です。内容につきましては、保険基盤安定繰入金の額の確定による減額であります。

歳入歳出それぞれ334万9,000円の減額です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第7号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第5号）をご提案申し上げます。

第1条、令和4年度川西町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

以下、第2条から奥村地域整備課長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、議第7号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第5号）に

ついて説明を申し上げます。

第2条以降、説明を申し上げます。

第2条、令和4年度川西町水道事業会計、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入のほうでございますが、科目、第1款水道事業収益、第2項営業収益でございます。既決予定額4億6,401万円、補正額65万3,000円の減額で、合計4億6,335万7,000円に補正するものでございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費、第1項営業費用、既決予定額4億2,305万6,000円に補正額として200万円を増額をし、合計4億2,505万6,000円に補正するものでございます。

第3条、予算第4条本文中「資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億6,296万円は消費税資本的収支調整額1,133万9,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億5,162万1,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億6,252万1,000円は消費税資本的収支調整額735万3,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億5,516万8,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款の資本的収入でございますが、まず第1項の企業債でございます。既決予定額6,370万円を補正額1,050万円減額し、5,320万円とするものでございます。

第2項出資金であります。970万円から429万円を減額し、541万円とするものでございます。

第6項補助金でございますが、3,705万円を1,869万1,000円減額し、1,835万9,000円とするものであります。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費1億2,473万9,000円について、補正額として3,392万円を減額をし、9,081万9,000円とするものでございます。

裏面をご覧いただきたいと思っております。

第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改めるものでございます。

科目、水道事業債、既決限度額6,370万円を1,050万円減額をし、5,320万円とするものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、別紙の概要書をご覧ください、ご説明を申し上げます。

初めに、収益的収入でございます。

1 款水道事業収益の 2 項営業収益でございますが、65 万 3,000 円の減額でございます。これについては、3 目のその他営業収益ということでございますが、災害で水道料金の減免について、一般会計からの収益、補填をいただいておりますので、この確定により減額をするものでございます。

次に、収益的支出でございます。

1 款水道事業費、1 項営業費用でございます。200 万円の増額でございます。これについては、2 目配水及び給水費として、委託料を増額するものでございます。主な委託料でございますが、漏水修繕工事に対する委託料の増額でございます。

次に、資本的収入でございます。

1 款資本的収入で 1 項企業債であります。1,050 万円の減額でございます。

1 目の企業債でございますが、これにつきましては災害査定に伴う企業債でございます、査定に伴って事業費が確定したため、減額をするものでございます。

2 項出資金であります。429 万円の減額でございます。これにつきましては、一般会計からの出資金でございますが、事業の確定により減額を行うものでございます。

6 項の補助金でございます。1,869 万 1,000 円の減額でございます。

1 目補助金の減額でありまして、これにつきましても災害に関わる工事に対する補助金がありますが、災害査定確定によりまして減額を行うものでございます。

次に、資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費であります。3,392 万円の減額でございます。

1 目配水設備改良費の減額になりまして、これにつきましても災害復旧に係る工事費の災害査定が確定したため、減額をするものでございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 原田町長。

○町長 議第 8 号 令和 5 年度川西町一般会計予算、議第 9 号 令和 5 年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第 10 号 令和 5 年度川西町下水道事業特別会計予算、議第 11 号 令和 5 年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第 12 号 令和 5 年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第 13 号 令和 5 年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第 14 号 令和

5年度川西町水道事業会計予算、以上、7会計予算を一括して提案し、議員各位のご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、各予算の概要につきまして、鈴木副町長に説明をさせますので、お聞き取りいただきたいと思っております。

○議長 鈴木副町長。

○副町長 それでは、命によりまして、議第8号 令和5年度川西町一般会計予算から議第14号 令和5年度川西町水道事業会計予算までの7議案について、お配りしております一般会計・特別会計予算案の概要によりご説明を申し上げます。

なお、予算額等については、細部にわたる説明を省略させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

(副町長、予算案の概要説明)

○議長 一括議題といたしました16議案の説明が終了いたしました。

なお、一括議題の総括質疑並びに委員会付託の採決につきましては、議事日程の都合上、第6日目、3月6日の本会議で行います。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、公務非正規女性全国ネットワーク代表、渡辺百合子氏より、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書。コドソラ代表、与那城千恵美氏より、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情。山形県を明るくする会代表、井上 均氏より、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情。全国有志看護師の会代表、竹口昌志氏より、「新型コロナワクチン接種」に関する陳情書。会派十四郷クラブより、一般国道13号交差点（前山ガソリンスタンド前十字路高島町大字福沢地内）信号の矢印灯器の設置に関する要望、標準財政規模に占める財政調整基金の割合について、山形県立置賜農業高等学校との連携体制の強化について、公立置賜総合病院周辺の環境整備について、マイナンバー制度にかかる要望、川西町国民健康保険事業にかかる要望、公立置賜川西診療所施設整備についての要望、保育料無償化についての要望、緊急の農業対策にかかる要望、災害復旧事業の早期復旧にかかる要望、主要地方道高島川西線歩道設置の早期着工にかかる要望、水道管路緊急改善事業における管路更新工事の早期着工の要望がお手元に配付のとおり提出されております

ので、ご覧ください。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 2時00分)